

報告第6号 専決処分¹の報告について（小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

《改正の趣旨》

令和6年度税制改正に基づき、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げを行うとともに、均等割及び平等割の2割軽減及び5割軽減にかかる軽減判定所得の引上げを行うもの。

① 後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を2万円引上げ

■課税限度額	(現 行)		(改正後)
・基礎課税額	6.5万円	→	改正なし
・後期高齢者支援金等課税額	2.2万円	→	<u>2.4万円</u>
・介護納付金課税額	1.7万円	→	改正なし
合 計	<u>10.4万円</u>	→	<u>10.6万円</u>

② 減額の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ

■軽減判定所得

・5割軽減基準額

$$(現 行) = \text{基礎控除額 } 4.3 \text{万円} + \underline{2.9 \text{万円}} \times \text{被保険者数} + 1.0 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$$

↓

$$(改正後) = \text{基礎控除額 } 4.3 \text{万円} + \underline{2.9.5 \text{万円}} \times \text{被保険者数} + 1.0 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$$

・2割軽減基準額

$$(現 行) = \text{基礎控除額 } 4.3 \text{万円} + \underline{53.5 \text{万円}} \times \text{被保険者数} + 1.0 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$$

↓

$$(改正後) = \text{基礎控除額 } 4.3 \text{万円} + \underline{54.5 \text{万円}} \times \text{被保険者数} + 1.0 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$$

小松島市国民健康保険税条例(昭和35年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>220,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>220,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>220,000円</u>を超える場合には、<u>220,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>)の合算額とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>240,000円</u>を超える場合には、<u>240,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>)の合算額とする。</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p></p> <p>改正</p> <p>改正</p>

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,400円

(イ) 特定世帯 6,200円

(ウ) 特定継続世帯 9,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,400円

(イ) 特定世帯 6,200円

(ウ) 特定継続世帯 9,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ

改正

それぞれ定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,400円

(イ) 特定世帯 1,700円

(ウ) 特定継続世帯 2,550円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,250円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,950円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

それぞれ定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,400円

(イ) 特定世帯 1,700円

(ウ) 特定継続世帯 2,550円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,250円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,950円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

改正

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,960円

(イ) 特定世帯 2,480円

(ウ) 特定継続世帯 3,720円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,360円

(イ) 特定世帯 680円

(ウ) 特定継続世帯 1,020円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,180円

2・3 (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,960円

(イ) 特定世帯 2,480円

(ウ) 特定継続世帯 3,720円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,360円

(イ) 特定世帯 680円

(ウ) 特定継続世帯 1,020円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,180円

2・3 (略)